

津田内科小児科医院（訪問リハビリテーション）重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	津田内科小児科医院
所在地	〒703-8215 岡山市東区古都南方 2815-1
事業者番号	3310113257
管理者氏名	津田 隆史
電話番号	086-278-4600 ※緊急連絡先も同左
サービス提供地域	岡山市（御津地区を除く）・瀬戸内市・赤磐市

2. 事業所の職員体制等

種類	員数	業務内容
管理者	1名（常勤・兼務）	指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
理学療法士 作業療法士	理学療法士又は作業療法士 1名以上（非常勤・兼務）	要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを提供する。

3. 営業日及び営業時間

月～土曜日：午前9：00～17：00

ただし、日曜、祝祭日、12月29日～1月3日までを除く。

4. サービス利用料及び利用者負担

（1）サービス利用料 別紙のとおり

5. 当事業所のサービスの方針等

（運営方針）

- ① 津田内科小児科医院が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防リハビリテーションの従業者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。
- ② 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの実施にあ

たつては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行います。

- ③ 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの実施にあたっては、関係市区町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

6. 相談窓口、苦情対応

- ◆ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

【当事業所窓口】

- ◆ 電話 086-278-4600
- ◆ F A X 086-278-2870
- ◆ 相談・苦情担当者 下川 太一
- ◆ 対応時間 月曜日～土曜日
午前8:45～午後5:30

<行政その他苦情受付期間>

- 岡山県国民健康保険団体連合会 TEL 086-223-8811
- 岡山市介護保険課 TEL 086-803-1240
- 岡山市事業者指導課 TEL 086-212-1012
- 瀬戸内市介護保健課 TEL 0869-26-5926
- 赤磐市介護保健課 TEL 086-955-1116

【苦情対応の概要】

- ① 利用者からの相談または苦情等に対する常設の窓口、担当者の設置
相談・苦情・要望に対する常設窓口として、苦情相談担当者（以下、「担当者」という）を設定しています。また、担当者が不在の場合は、基本的な事項について事業所内の誰もが同様の対応ができる用にと共に、必ず担当者に引継ぎ、苦情に対する早期改善、是正を講じるように配慮しています。
- ② 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制、手順
 - (1) 担当者は直ちに利用者側と連絡を取り、直接利用者宅へ行くなどして事情を聞き、苦情の内容の詳細を確認する。
 - (2) 担当者は苦情の内容を管理者に報告し、必要に応じて関係職員を招集し、検討会議を開催する。
 - (3) 検討会議の結果を基に処理結果をまとめ、担当者は必ず翌日までに具体的な対応を指示する。
 - (4) 担当者による対応で苦情解決できない場合は、管理者が苦情申立人と話し合い、苦情解決に努める。
 - (5) それでも解決しがたい場合は、管理者は苦情対応委員会によって解決方法を検討し、早急に苦情申立人と検討結果について話し合う。
- ③ その他参考事項

- (1) 普段から利用者側からの苦情が出ないようなサービスの提供を心がける。
- (2) 職員の研修を定期的実施する。
- (3) 毎朝の朝礼、申し送り等により、サービス提供を心構えを確認する。

7. 事故発生時の対応

当事業所は、事故発生時において下記のとおり対応致します。

- ① 迅速な事故処理をします。
- ② 利用者の家族、居宅介護支援事業者及び市町村並びに県へ連絡を取ります。
- ③ 損害賠償の責めを負う必要があるときは速やかに応じます。
- ④ 再発防止策を講じます。

8. 虐待の防止等

(1) 当事業所は利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のために次の措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者の選定。
- ② 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施。
- ③ その他の虐待防止のために必要な措置。

(2) 当事業所は介護保険サービスの提供にあたり、当事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通達することとします。

9. 成年後見制度の活用支援

当事業所は利用者と適正な契約手続きを行うため、必要に応じて、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるよう支援します。

10. 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人 未来
代表者名	理事長 津田 隆史
所在地	岡山市東区古都南方 2815-1
電話番号	086-278-4600
事業所等	津田内科小児科医院
	老人保健施設 古都の森
	在宅介護支援センター 古都の森
	グループホーム 古都の森